

行田羽生資源環境組合証人等の実費弁償に関する条例

令和4年4月1日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、行田羽生資源環境組合の機関の求めにより出頭し、参加し、又は出席した者（第3条第1項及び第2項において「証人等」という。）に対する実費弁償について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。次号から第4号までにおいて「法」という。）第100条第1項後段の規定により出頭した関係人
- (2) 法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人
- (3) 法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- (4) 法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の公聴会に参加した者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により出頭した証人
- (6) 行政手続法（平成5年法律第88号）又は行田羽生資源環境組合行政手続条例（令和4年条例第10号）の規定により、行政庁の求めに応じ公聴会に参加した者又は主宰者の求めに応じ聴聞の手続に参加した者
- (7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により審理員として又は審査庁の求めに応じ出頭し、参考人としてその知っている事実の陳述又は鑑定を行った者
- (8) 行政不服審査法第74条の規定により行政不服審査会の求めに応じ出頭して、その知っている事実の陳述又は鑑定を行った者
- (9) 行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第9号）第6条第4項の規定により行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保

護審査会の求めに応じ出頭して、その知っている事実の陳述又は鑑定を行った者

(実費弁償の額及び支給方法)

第3条 証人等に対しては、実費弁償として日額1,400円を支給する。

2 証人等が行田市又は羽生市以外に居住している場合は、前項に定めるもののほか、行田羽生資源環境組合職員等の旅費に関する条例（令和4年条例第24号）に規定する一般職の職員に支給する旅費（日当を除く。）の例により支給する。

3 実費弁償は、出頭し、又は参加したときに支給する。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。